

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

1 地方消費者行政の充実強化への支援推進

現在「地方消費者行政活性化基金」を活用し、消費者行政の充実強化に取り組んでいるところであるが、平成25年度が時限となっている同基金を当面継続するなど、地方公共団体の負担を軽減し、地方消費者行政が着実に進展するような措置を講じること。

2 P I O-N E T（パイオネット）による負担の軽減

現在、「P I O-N E T」の見直しが行われているが、見直し後のシステムについては、より一層の効率化を図るとともに、必要な経費についても、地方公共団体の負担が生じないように検討を行うこと。

【提案理由等】

- 1 「地方消費者行政活性化基金」により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、今はその途上にある。現下の県及び市町村の財政状況等を踏まえ、今までの取組をより確実に根付かせ、後退させないために同基金の継続など、地方公共団体の負担を軽減し、地方消費者行政が着実に進展するような措置が必要である。
- 2 国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム「P I O-N E T（パイオネット）」の情報は、国の法執行や国の消費者行政の企画・立案等に活用される中、消費者庁のみならず、その他関連府省等からのニーズも高まっている。それに伴い、「P I O-N E T」の入力に係る事務負担が増大していることから、見直し後のシステムについては、入力作業の負担軽減など一層の効率化が必要である。また、必要な経費についても引き続き、地方公共団体に負担を求めることなく、国及び国民生活センターにおいて全額負担する必要がある。